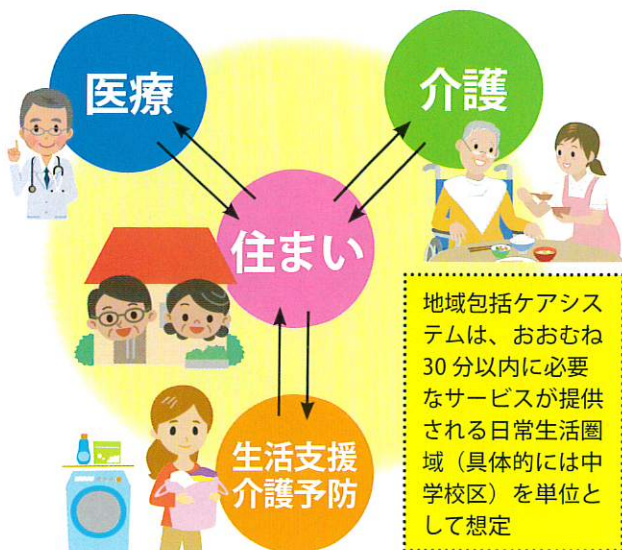


できる限り住み慣れた地域で
暮らすために

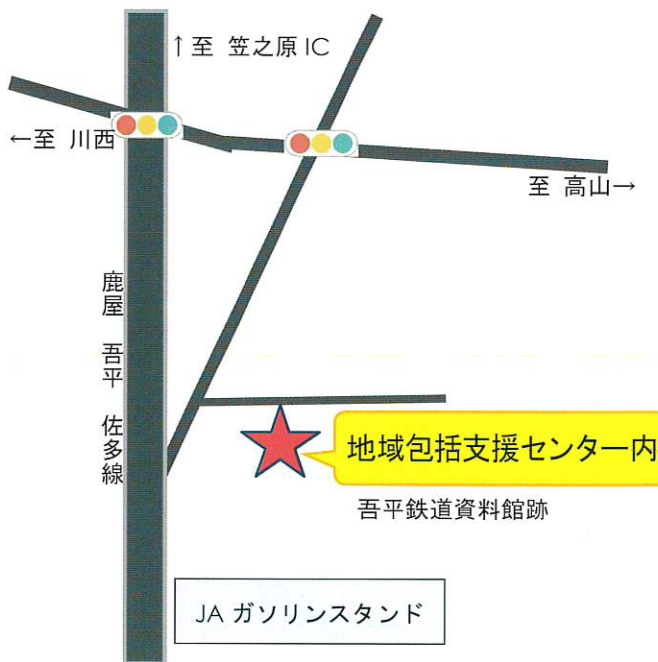
介護が必要になっても、できる限り住み慣れた自宅や地域において、自分らしい暮らしを続けることができるよう、「医療」「介護」「予防」「生活支援」「住まい」が適切に提供される「地域包括ケアシステム」の構築を推進します。

医療や介護などが安心して提供される体制をつくるとともに、一人ひとりが自分にあった暮らしの中で、生きがい・役割を見出し、地域のみなさんの助け合い、支えあいを深めていくことを推進します。

地域包括ケアシステムの姿



在宅医療介護連携支援センターは、多職種と連携し、地域の皆様の在宅での生活をサポートします！
お気軽にご相談ください！



鹿屋市在宅医療介護連携支援センター
電話 0994-45-6969
Fax 0994-45-6884
〒893-1103
鹿屋市吾平町麓51-1
(鹿屋市地域包括支援センター内)

新たに始める
在宅医療・介護の連携拠点

鹿屋市在宅医療介護
連携支援センター

いつまでも 自分らしく！
あなたの希望と在宅での生活を支えます。

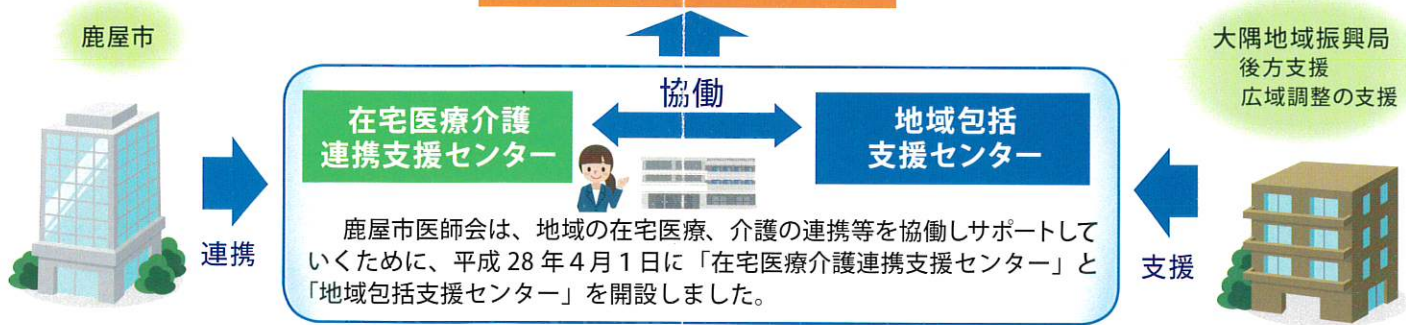
ご相談
ください



鹿屋市在宅医療介護連携支援センターのしごと



大隅地域における広域連携の調整



在宅医療介護連携支援センターの主な役割

在宅医療に関する相談窓口

在宅療養を始めたい場合や、自宅での療養生活などに関する各種相談について、相談員が対応します。

医療・介護関係者への研修

多職種向けの研修会を開催し、医療と介護の顔の見える関係づくりを進めます。

地域住民への普及啓発

講演会の開催やリーフレットの配布など、地域の皆様に在宅医療・介護に関する情報の普及啓発を図ります。

地域の医療・介護資源の把握

各地域ごとの医療資源、介護サービス資源等の情報を収集し、提供いたします。

在宅医療とは何？

医師や看護師等が病院への通院がむずかしい患者さんご自宅を訪問し、診察や治療、処置、投薬などを行うことです。住み慣れた自宅等で安心して最後まで暮らせるように支援します。

どのような方が在宅医療を受けられますか？

病気が理由で、一人では通院が困難な方や、退院後の医療的ケアが必要な方が在宅医療を利用しています。在宅医療が可能かどうかの判断は、患者さんやご家族の方と相談のうえ、かかりつけ医が行いますので、まずは相談してみましょう。

在宅医療で受けられるサービスは？

- 医師による定期的な診察・投薬
- 点滴・注射等の医療行為
- 検査の実施
血液検査・尿検査等
- 急変時の往診
- 床ずれ予防と傷の手当て
- 痛みの緩和や看取りの対応